

介護保険事業に係る費用の見込み

平成18年度から平成20年度までの介護保険事業に係る費用の見込みについて、厚生労働省が示した計算方法に基づいて算出しました。

事業費の見込みは、第1号被保険者の保険料を算定する基礎となります。

1 介護保険事業に係る費用の構成

介護保険事業を運営するために必要となる費用(要介護認定等の事務の執行に要する費用を除く)は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金、市町村特別給付費、財政安定化基金償還金、保健福祉事業に要する費用などから構成されます。一方、事業費の財源は、国の負担金、都道府県の負担金、区市町村の負担金、国の調整交付金、介護給付費交付金(第2号被保険者の保険料)、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

なお、事業費には、介護サービスに係る費用のうち利用者が負担する費用(利用料及び日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用等)を含んでいません。

2 平成18～20年度における事業費の見込額

平成18年度から平成20年度までの3年間における介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	3年間合計
標準給付費見込額(a)	12,091百万円	12,729百万円	13,376百万円	38,196百万円
地域支援事業費(b)	241百万円	281百万円	326百万円	847百万円
財政安定化基金拠出金(c)	4百万円	4百万円	4百万円	12百万円
介護保険料の特例減額(d)	3百万円	3百万円	3百万円	10百万円
事業費見込額(a+b+c+d)	12,339百万円	13,017百万円	13,709百万円	39,065百万円

金額は、十万の位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

年度ごとの標準給付費見込額の計算式

1 施設サービス・居住系サービスの総給付費

$$= [\text{各施設・居住系サービス給付実績}] \div [\text{各施設・居住系サービス利用者数}] \\ \times [\text{各施設・居住系サービス利用者数(H18～H20年度)}]$$

2 居宅サービス・地域密着型サービスの総給付費

$$= [\text{各居宅サービス給付実績(給付費)}] \div [\text{各居宅サービス給付実績(回数・日数等)}] \\ \times [\text{各居宅・地域密着型サービス供給量(H18～H20年度)}]$$

3 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの総給付費

$$= [\text{各居宅サービス給付実績(給付費)}] \div [\text{各居宅サービス給付実績(回数・日数等)}] \\ \times [\text{各介護予防・地域密着型介護予防サービス供給量(H18～H20年度)}]$$

年度ごとの地域支援事業費の上限率

各年度の地域支援事業費は、各年度の保険給付費見込額に、次表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内となります。

地域支援事業費の保険給付費見込額に対する上限率

	18年度	19年度	20年度
地域支援事業 A	2.0%以内	2.3%以内	3.0%以内
介護予防事業 B	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内
包括的支援事業 + 任意事業 C	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内

保険給付費見込額

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	3年間合計
保険給付費見込額	12,071百万円	12,708百万円	13,355百万円	38,134百万円

金額は、十万の位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

財政安定化基金拠出金（年額）の計算式

$$3\text{か年の(標準給付費見込額 + 地域支援事業費)の総額} \times 0.03\%^{*1} \div 3$$

*1 第2期介護保険事業計画(15～17年度)期間における拠出率は0.1%でした。

介護保険料の特例減額

保険料区分が第1段階(生活保護受給者を除く。)又は第3段階で、収入・資産等について一定の要件を満たす場合、第1段階の方は第1段階の半額、第3段階の方は第2段階の額とする、区独自の特例減額制度を行っていきます。